

令和5年7月5日開催

箕輪町農業委員会第29回総会

会 議 録

1 開催日時 令和5年7月5日(水) 午後3時00分から午後4時00分

2 開催場所 箕輪町役場3階 講堂

3 出席委員 22人

会長		鈴木 健二
会長代理	議席1番	春日 初
委員	2番	金澤 博
	3番	倉田 孝子
	4番	唐澤 金実
	5番	唐澤 稔
	6番	藤田 久一
	7番	櫻井 克成
	8番	井口 雅文
	9番	藤森 英雄
	10番	原 美鈴
	11番	赤沼 好秋
	12番	唐澤 健二
	13番	小林 正俊
	14番	鈴木 健二
	15番	大槻 憲治
	16番	関 幹子
	17番	唐澤 俊秀
	18番	小野健一朗
	19番	小松 孝寿
	20番	唐澤 由寛
	21番	藤澤 昭二
	22番	上田 千志

4 農業委員会事務局職員

事務局次長 唐澤 智大

5 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5 議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更申請について
日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
日程第7 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
日程第8 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
日程第9 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第10 報告第3号 農地法第4条第1項の規定による届出について
日程第11 報告第4号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について
日程第12 報告第5号 農地転用の終了報告について

事務局長 携帯電話はマナーモードにさせていただきますようご確認をお願いいたします。
開会前の挨拶を取り交わしたいと思います。
ご起立をお願いいたします。
（全員起立）
ご苦労様でございます。
続きまして、農業委員会憲章のご唱和をお願いいたします。
ありがとうございました。ご着席願います。
冒頭会長よりごあいさつをお願いいたします。

会 長 先日はみのわ営農とJAの懇談会お疲れさまでした。この後の協議会で国の農政に係る方針についてビデオ映像を見る予定です。安全第一でご活躍いただけたらと思います。

事務局長 これ以降につきましては、会長が議長となり進行いたしますのでよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまから第29回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は22人です。箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。
ここで、6月の経過報告をいたします。事務局お願いします。

事務局 6月5日に6月総会が開催されました。

6月16日に上伊那農業委員会協議会市町村会長会がいなっせで開催、また6月20日に県農業会議第8回定例総会が松本市浅間温泉文化センターで開催され、会長が出席しました。

転作現地確認が6月20日から22日まで行われ、委員の皆さん全員にご協力いただきました。ありがとうございました。

6月22日にみのわ営農との懇談会が開催されました。

経過報告は以上です。

議 長

それでは、これより議事に入ります。

日程第1 「会議録署名委員の指名」を行います。

16番 関 幹子 委員 17番 唐澤 俊秀 委員
の両委員を指名いたします。

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明をいたします。

1番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

対象農地は 〇〇番〇〇 (畑) 〇〇㎡、〇〇番〇〇 (畑) 〇〇㎡、

〇〇番〇〇 (田) 〇〇㎡、〇〇番〇〇 (畑) 〇〇㎡、

〇〇番〇〇 (田) 〇〇㎡ 合計5筆 〇〇㎡です。

農振農用地内で 売買価格は 住宅・宅地・農地全てで〇〇円です。

譲渡人は 〇〇 〇〇さん、

譲受人は 〇〇 〇〇さんです。

空き家住宅と合わせての購入です。購入後は水稻、自家用野菜を作る予定です。

2番目の案件です。贈与による所有権移転の申請です。

対象農地は 〇〇番〇〇 (畑) 〇〇㎡ 農振農用地外です。

譲渡人は 〇〇 〇〇さん、譲受人は 〇〇 〇〇さんです。

購入後は自家用野菜を作る予定です。

3番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

対象農地は 〇〇番〇〇 (畑) 〇〇㎡ 農振農用地外で売買価格は総額〇〇円。

譲渡人は 〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんです。

購入後は芋類を作る予定。

4番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。
対象農地は〇〇番(田) 〇〇㎡ 農振農用地外で売買価格は坪〇〇円です。
譲渡人は岡谷市の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんです。
購入後は自家用野菜を作る予定です。現在土地所有者より本件土地の管理を任されており、家庭菜園として野菜栽培を行っています。
今回土地を譲ってもらえることになったため、本申請を行うものです。

議案第1号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
1番案件、小松委員。

小松委員 6月19日に説明を受けました。内容については事務局の説明のとおりです。

議 長 2番案件、唐澤健二委員。

唐澤健二委員 6月7日に現地で説明を受けました。内容については事務局の説明のとおりです。

議 長 3番案件、大槻委員。

大槻委員 申請者本人から説明を受けました。本人の自宅が下にありまして、問題ないと思います。

議 長 4番案件、唐澤金実委員。

唐澤金実委員 所有者がなかなか耕作できないということで、今まで管理していた方が耕作することになりました。ご審議をお願いします。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明報告がありました。
これより質疑に入ります。
事務局の説明及び地区担当委員からの報告について、発言のある方は挙手願います。どうぞ。よろしいですか。
質疑を終結いたします。議案第1号を採決いたします。
議案第1号について原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第1号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。
- 続きまして日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第2号 農地法第4条の許可申請について説明をいたします。
- 1番目の案件です。共同住宅用地の申請です。
対象農地は ○○番○○(田)○○㎡ で2種農地です。
申請者は ○○の○○さんです。
土地所有者は後継者がおらず農地としての維持管理が困難であり、共同住宅を建築するための申請です。
- 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請につきましても説明は以上です。
ご審議をよろしく願いいたします。
- 議 長 ただいま事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
1番案件、大槻委員。
- 大槻委員 6月20日に説明を受けました。転用やむなしと思います。
- 議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明報告がありました。
これより質疑に入ります。
事務局の説明及び地区担当委員からの報告について、発言のある方は挙手願います。どうぞ。
よろしいですか。
質疑を終結いたします。議案第2号を採決いたします。
議案第2号について原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。
- 続きまして日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に

ついて を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案第3号 農地法第5条の許可申請について説明をいたします。

1番目の案件です。売買による住宅用地の申請です。
対象農地は〇〇番〇〇(田) 〇〇㎡、2種農地です。
売買価格は坪〇〇円です。
譲受人は〇〇の 〇〇さん、
譲渡人は共有名義で東京都〇〇さん、中華人民共和国〇〇さん、東京都〇〇さん
の3人です。
譲受人は現在賃貸住宅に住んでいるが、箕輪町に永住するつもりであり住宅を新
築するための申請です。

2番目の案件です。贈与による住宅用地の申請です。
対象農地は 〇〇番〇〇(田) 〇〇㎡ 2種農地です。
譲受人は伊那市〇〇の〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。
譲受人は住宅を検討しているが、建物の予算を踏まえ、祖父の土地を譲り受けたい
と考えており、そのための申請です。

3番目の案件です。売買による住宅用地の申請です。
対象農地は 〇〇番〇〇(田) 〇〇㎡。2種農地で売買価格は坪〇〇円です。
譲受人は〇〇の〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。
譲受人は現在アパートに住んでいますが、住宅を新築するための申請です。

4番目の案件です。売買による駐車場用地の申請です。
対象農地は〇〇番〇〇(田) 〇〇㎡、2種農地です。売買価格は坪〇〇円です。
譲受人は東京都〇〇の〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。現在、譲受人の
父が所有する隣接地〇〇番〇〇の土地に建っている飲食店が改装するにあたり、
送迎バスや従業員駐車場として申請地を取得したいと考えています。

5番目の案件です。使用貸借による住宅用地の申請です。
対象農地は〇〇番〇〇(畑) 〇〇㎡。2種農地です。
使用借人は東京都〇〇の〇〇さん、使用貸人は〇〇の〇〇さんです。
使用借人は現在、東京都に在住ですが、妻の実家に隣接する土地を借り住宅を建
て移住するための申請です

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請につきましての説明は以上です。
ご審議をよろしくお願いたします。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
1 番案件、唐澤健二委員。

唐澤健二委員 6月6日に説明を受けました。転用やむなしと考えます。

議 長 2 番案件、藤森委員。

藤森委員 6月19日に説明を受けました。事務局の説明のとおりです。

議 長 3 番案件、藤澤委員。

藤澤委員 6月14日に説明を受けました。事務局の説明のとおりです。

議 長 4 番案件、春日委員。

春日委員 6月18日に説明を受けました。焼肉店の送迎バス、従業員の駐車場としての申請
です。

議 長 5 番案件は私、鈴木です。
6月15日に説明を受けました。自宅の南側の部分で問題ないと思います。

ただいま事務局及び地区の担当委員から説明報告がありました。

これより質疑に入ります。

事務局の説明及び地区担当委員からの報告について、発言のある方は挙手願いま
す。どうぞ。

よろしいですか。

私、鈴木から。2番目の案件ですが、農業委員会での農振除外の意見聴取では反
対

意見が多かったかと思えます。その後、県の審議で通ったということですが、詳
細は聞いていますか。

事務局 県の審議でと通ったということ以外の詳細は今、資料として持ち合わせておりま
せんので、総会后、(農振除外担当へ) お聞きください。

唐澤金実委員 2番目の案件。下水は通っていますか。

議 長 農振除外の現地確認の説明時には下水は通っていたと説明があったかと思います。

質疑を終結いたします。議案第3号を採決いたします。

議案第3号について原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第5 議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更申請について
を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更申請について説明をいたします。

こちらは、令和3年12月7日付〇〇にて住宅用地として許可をしたのですが、
住宅ではなく、店舗・ガレージを建築し、仲間とカフェをやりたい、ということ
での計画変更申請です。

対象農地は 〇〇番(畑) 〇〇㎡。2種農地で申請者は伊那市西春近の〇〇
さんです。家庭の事情により、住宅は建てられなくなったが、カフェを作り、行
く行くは福与に住みたい、との説明でした。

内容としては大幅な変更ではなく、問題ないと考えます。

説明は以上です。ご審議をお願いします。

議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更申請につきましての説明は以上です。
ご審議をよろしく願いいたします。

議 長 ただいま事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
1番案件、井口委員。

井口委員 6月24日に説明を受けました。住宅でないので人口は増えませんが、問題はない
と思います。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明報告がありました。

これより質疑に入ります。

事務局の説明及び地区担当委員からの報告について、発言のある方は挙手願います。どうぞ。

よろしいですか。

質疑を終結いたします。議案第4号を採決いたします。

議案第4号について原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第5号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について説明いたします。

こちらは、県の農業開発公社（中間管理機構）が間に入る形での利用権の設定を行った農地の状況となります。

50ページは、総括表となります。

畑 2, 634㎡ 合計23, 038㎡です。

51ページからは、借り手の状況となります。

53ページからは、貸し手の状況となります。

始期は令和5年7月7日、終期は5年が令和10年12月31日、10年が令和15年の12月31日となります。

それぞれご確認をいただきたいと思います。

議案第5号 農地中間管理事業分についての説明は以上となります。

ご審議をお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手願います。どうぞ。

唐澤稔委員

令和5年の数字の5が抜けている部分があるので修正をお願いします。

事務局

修正しておきます。申し訳ありませんでした。

議 長 よろしいですか。
質疑を終結いたします。議案第5号を採決いたします。
議案第5号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理
事業分）について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第5号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第7 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に
よる農用地利用集積計画について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画
について説明いたします。
57ページは、総括表となります。
田 7, 851㎡ 畑 6, 209㎡ 合計 14, 060㎡
58ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。
それぞれご確認いただきたいと思います。

議案第6号 農用地利用集積計画についての説明は以上となります。
ご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手願います。どうぞ。
よろしいですか。
質疑を終結いたします。 議案第6号を採決いたします。
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画
について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第6号は原案のとおり認めることに決定いたしました。
続きまして、日程第8 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出に
ついて を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明をいたします。

64ページをお開きください。

使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたものの内訳になります。4件 解約の届出がありました。

次期耕作者については右の欄にございます。

報告第1号についての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議長

報告第1号について、事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言がないようですので、報告第1号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第9 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明をいたします。

66ページをお開きください。

相続により農地を取得しました届出の受付分になります。

相続が8件ございました。

報告第2号に付きましての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議長

報告第2号について、事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言がないようですので、報告第2号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第10 報告第3号 農地法第4条第1項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第3号 農地法第4条第1項の規定による届出について説明をいたします。

対象農地は 〇〇番〇〇 (畑) 〇〇㎡のうち〇〇㎡です。

農振農用地内です。申請者は 〇〇の〇〇さんです。農機が大型で現在の収納場所への通行が困難であり、農機具収納施設を建築するための申請です。

報告第3号に付きましたの説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長

報告第3号について、事務局より説明がありました。
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言がないようですので、報告第3号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第11 報告第4号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

報告第4号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について説明をいたします。

今回は公社への売買2件となります。詳細については資料のとおりです。

報告第4号に付きましたの説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長

報告第4号について、事務局より説明がありました。
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言がないようですので、報告第4号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第12 報告第5号 農地転用の終了報告について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

報告第5号 農地転用の終了報告について 説明をいたします。

対象農地は〇〇番〇〇 〇〇㎡です。

この土地については平成29年5月16日に事務所用地（駐車場）の賃借権設定で転用許可が出ています。

この度、賃借を終了し、所有者の〇〇さんが農地として利用するため、農地に戻りたいという希望があり、農地転用の終了報告が出てまいりましたので、報告をさせていただきます。

報告者は〇〇株式会社 代表取締役 〇〇。

転用終了日は令和5年6月1日です。

現地確認を行ったところ、畑地の状態となっております。

終了後は所有者が自家用野菜・トマト、ナスを栽培するとのことで、営農計画書の提出がされています。

現時点で畑地となっております問題はないと思います。

今後、営農計画書のとおり栽培がされるか、確認をしていきます。

報告第5号に付きましての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長

報告第5号について、事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

鈴木です。農地転用の終了については初めて聞きます。逆転用はしないと聞いていたのですが、どうなのでしょう。

事務局

郡内の他市町村へ確認したところ、伊那市、南箕輪村ではこのような場合、農地転用の終了報告を出してもらい、税務課で課税地目を変更しているとのことでした。農地転用の終了報告については県農業会議へ相談し、このような方法で行っているとのことです。南箕輪村では終了報告を税務課へ提出すると課税地目を変更するようです。

通常、転用取消や農地法3条の許可を取ることで課税地目を変更していますが、今回は駐車場としての利用を一度行っているため転用の取消しができず、耕作者と農地の所有者が同一のため、3条申請もできません。

そのため農地転用の終了報告を総会で報告し、手続きを進めていくものです。

唐澤稔委員

これは最初から期間がいつまでと決まっていたことですか。

事務局

一時転用ではないので、決まっていませんでした。その後変更があったため、本届出が出されているということです。

昨年、〇〇の南側の農地について駐車場の転用申請が出ております。詳しい事情はわかりませんが、使用しなくてよくなったものと思われれます。

唐澤稔委員

一時転用の際は、復元誓約書など多くの書類を出さないといけないが、戻すのは簡単で良いのですか。

事務局

現地確認をし、営農計画書の提出まで求めているので、必要な書類は取っています。書類が少ないということはないと思います。

小林委員 以前、〇〇建設予定地は農地に戻したことがあると思いますが、どうなっていますか。

事務局 〇〇建設予定地は農地法3条の許可を再度取り直して、農地に戻したと以前の担当者から聞いています。このときは転用取消しの制度がなかったようですが、その後転用の取消しもできるようになりました。

小林委員 制度が変わってきているということですね。

事務局 そうです。宅地を農地に戻すということは全くないということではありません。

議長 本案件は報告ということで、報告第5号は聞きとどめて参りますがよろしいでしょうか。

特にご意見ありませんので、報告第5号は聞きとどめて参ります。

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件がございましたら、お出しいただきたいと思います。

特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。

大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

16 番

17 番
